

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 3月 5日

【会社名】 株式会社日立製作所

【英訳名】 Hitachi, Ltd.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 東原 敏昭

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 澤田 真周

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 澤田 真周

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

無担保第18回社債（3年債）	90,000百万円
無担保第19回社債（7年債）	20,000百万円
無担保第20回社債（10年債）	90,000百万円
計	200,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2019年 6月20日
効力発生日	2019年 6月28日
有効期限	2021年 6月27日
発行登録番号	1 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）内は発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）

300,000百万円  
（300,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）内は発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)(3年債)】

銘柄	株式会社日立製作所無担保第18回社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金90,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金90,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.060%
利払日	毎年3月12日及び9月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020年9月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月12日及び9月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間にかかる利息については、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2023年3月10日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2023年3月10日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年3月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年3月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する無担保第19回社債(社債間限定同順位特約付)及び無担保第20回社債(社債間限定同順位特約付)を含み、新株予約権付社債及び会社法第702条に基づき社債管理者が設置されている無担保社債を除く。)のために担保を付する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注)1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先)

株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: AA-(ダブルAマイナス)(取得日 2020年3月5日)

入手方法: R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本(注)6.に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 5. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、本(注)6.に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 6. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙にこれを掲載する。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

## 8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱UFJ銀行

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	27,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額1億6,750万円とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	18,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	9,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	9,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	9,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	9,000	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	9,000	
計		90,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	株式会社日立製作所無担保第19回社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.160%
利払日	毎年3月12日及び9月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020年9月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月12日及び9月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間にかかる利息については、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2027年3月12日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2027年3月12日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年3月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年3月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する無担保第18回社債(社債間限定同順位特約付)及び無担保第20回社債(社債間限定同順位特約付)を含み、新株予約権付社債及び会社法第702条に基づき社債管理者が設置されている無担保社債を除く。)のために担保を付する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

## (注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先)

株式会社格付投資情報センター(以下R & Iという。)

信用格付: AA - (ダブルAマイナス)(取得日 2020年3月5日)

入手方法: R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本(注)6.に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 5. 社債権者集会の招集

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、本(注)6.に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 6. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙にこれを掲載する。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

## 8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金32.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	2,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,000	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	2,000	
計		20,000	

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 5【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社日立製作所無担保第20回社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金90,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金90,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.290%
利払日	毎年3月12日及び9月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020年9月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月12日及び9月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間にかかる利息については、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2030年3月12日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2030年3月12日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年3月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年3月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する無担保第18回社債(社債間限定同順位特約付)及び無担保第19回社債(社債間限定同順位特約付)を含み、新株予約権付社債及び会社法第702条に基づき社債管理者が設置されている無担保社債を除く。)のために担保を付する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし



## (注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先)

株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: AA-(ダブルAマイナス)(取得日 2020年3月5日)

入手方法: R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本(注)6.に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 5. 社債権者集会の招集

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、本(注)6.に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 6. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙にこれを掲載する。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

## 8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 6【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	27,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額2億8,000万円とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	18,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	9,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	9,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	9,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	9,000	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	9,000	
計		90,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 7【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
200,000	513	199,487

(注) 上記金額は、無担保第18回社債(社債間限定同順位特約付)、無担保第19回社債(社債間限定同順位特約付)及び無担保第20回社債(社債間限定同順位特約付)(以下本件社債と総称する。)の合計額である。

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額199,487百万円は、2020年前半をめどに、当社が2018年12月17日にABB Ltdとの間で契約を締結した同社のパワーグリッド事業の買収(以下本買収という。)に係る買収資金の一部に充当する予定である。当社は、2019年4月から3年間の「2021中期経営計画」(以下本中計という。)において、お客さまの社会価値・環境価値・経済価値の3つの価値を向上させ、社会イノベーション事業でグローバルリーダーになることをめざしており、社会イノベーション事業の中核事業の一つであるエネルギーソリューション事業をグローバルに展開、強化するために本買収を決定した。なお、本買収が不成立となった場合もしくはクローリング時期が長期化した場合、あるいは必要な買収金額が減額となった場合には、2022年3月までに、本中計において投融资資金として掲げている2~2.5兆円の成長投資に充当する予定である。当社は、かかる成長投資として、本買収のほか、Lumada(注)事業の拡大に向けたITセクターの強化のためのM&Aなどを行う計画である。

(注) Lumada(ルマーダ)とは、お客さまのデータから価値を創出し、デジタルイノベーションを加速するための、当社グループの先進的なデジタル技術を活用したソリューション、サービス、テクノロジーの総称である。

**第2【売出要項】**

該当事項なし

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

投資者の情報開示について

本件社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、主幹事会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事会社を通じて、当社に開示される。なお、当社は当該情報について、本件社債の募集又は発行に関する目的以外には使用しない。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

**第二部【公開買付けに関する情報】**

該当事項なし

**第三部【参照情報】****第1【参照書類】**

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

**1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第150期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月19日 関東財務局長に提出

**2【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第151期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月7日 関東財務局長に提出

**3【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第151期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月12日 関東財務局長に提出

**4【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第151期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月10日 関東財務局長に提出

**5【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に関東財務局長に提出

**6【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月18日に関東財務局長に提出

**7【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月18日に関東財務局長に提出

**8【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月18日に関東財務局長に提出

**9【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月19日に関東財務局長に提出

**10【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に関東財務局長に提出

**11【訂正報告書】**

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2019年8月7日に関東財務局長に提出

**12【訂正報告書】**

訂正報告書（上記6 臨時報告書の訂正報告書）を2020年2月28日に関東財務局長に提出

**第2【参照書類の補完情報】**

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日現在までの間において生じた変更その他の事由はない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もない。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

株式会社日立製作所本店  
（東京都千代田区丸の内一丁目6番6号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

**第四部【保証会社等の情報】**

該当事項なし